

平成29年（ネ）第2620号 損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人兼被控訴人（一審原告）一審原告番号1外69名

被控訴人兼控訴人（一審被告）東京電力ホールディングス株式会社外1名

意見陳述書

（一審被告東電の主張の要旨）

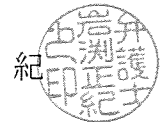
令和元年6月4日

東京高等裁判所第7民事部イ甲係 御中

一審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

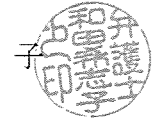
弁護士

岩 渕 正



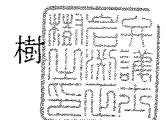
同

和 田 希 志



同

岩 渕 正



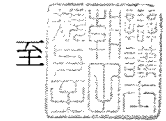
同

棚 村 友 博



同

朝 田 規 与 至



同

松 永 暁



同

古 川 和 典



同

奥 原 靖 裕



一審被告東電は、本件訴訟における主張の要旨について、以下のとおり申し述べます。

第1 はじめに

本件訴訟は、本件事故当時、①自主的避難等対象区域に居住していた一審原告ら61名、②旧緊急時避難準備区域に居住していた一審原告ら28名、③旧避難指示解除準備区域に居住していた一審原告ら28名、④旧居住制限区域に居住していた一審原告ら16名、⑤帰還困難区域に居住していた一審原告ら3名、⑥特定避難勧奨地点に居住していた一審原告ら1名の合計137名（本件事故後に出生した方及び、本件訴訟後に亡くなられた方を含みます。）が、主位的に民法709条に基づき、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項本文に基づき、平穩生活権、人格発達権、居住移転の自由及び職業選択の自由等の包括的生活利益又はこれらの権利を個別に害されたことによる精神的損害として、一人当たり慰謝料2000万円及び弁護士費用200万円のうち、慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円の損害賠償を求めたものです。

原判決は、原賠法3条1項が適用され民法709条の適用がないと正当に説示したうえで、137名の原告らについて、72名の請求を全部棄却した一方、62名の請求を一部認容しました。

これに対し、一審被告東電は、原判決の認容額が一審被告東電の公表賠償額を下回った特定避難勧奨地点、帰還困難区域及び居住制限区域に居住していた一審原告ら3名を除いた59名について、控訴しました。本件事故時に、一審被告東電が控訴した59名のうち16名は「旧緊急時避難準備区域」（平成23年9月30日をもって指定解除）に居住し、43名は「自主的避難等対象区域」に居住していました。

原判決の判断には、2つの大きな誤りがあります。

1つ目の誤りは、原判決が、慰謝料算定の一つの考慮要素である一審被告東電の

非難性を基礎付ける事情があるかどうかを検討するとして、長期評価が公表された平成14年7月31日から数か月後の時点において、一審被告東電は、本件原発の敷地地盤面を優に超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる程度の津波の到来について予見することが可能となり、平成20年5月には実際にこれを予見しており、かつ、結果回避措置を講ずることも容易であったと判断したことです。一審被告東電が、「本件原発の敷地地盤面を優に超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる程度の津波」の到来を予見でき、実際にもこれを予見しており、また、結果回避が容易であったとの事実関係は認められません。

2つ目の誤りは、本件事故当時に旧緊急時避難準備区域内又は自主的避難等対象区域内の居住者であった一審原告らについて、一審被告東電が、原子力損害賠償紛争審査会（審査会）の定めた中間指針等（原賠法18条2項2号参照）を踏まえて公表し賠償している精神的損害の賠償額を超えて慰謝料額を認容した点です。

以下では、2つ目の誤りを中心に述べます。まず、中間指針等の位置付けを述べ、その上で、「旧緊急時避難準備区域」ないし「自主的避難等対象区域」を中心に、本件事故当時居住していた住民に対する一審被告東電の賠償内容が一審原告らの精神的苦痛を十分に慰謝するに足りるものであることを述べることにします。

第2 中間指針等の位置付けについて

1 審査会の設置及び審査会による中間指針等の策定

審査会は、原賠法に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争について「原子力損害の範囲の判定の指針」等を定めるため本件事故後に設置されました。審査会は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成され、中立公正な委員による公開の議事の下、累次にわたる審議を経て、法令に根拠を有する指針として中間指針等を策定しています。かかる中間指針等の策定過程において、審査会は、関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等も行い、被害者保護の観点に

配慮し、さらに過去の裁判例等も十分に検証し、裁判上の解決の場合も視野に入れて賠償水準を検討、設定しています。

2 慰謝料額の個別性と中間指針等で定める慰謝料額について

次に、一般に同一の権利侵害に基づく精神的苦痛であっても、その程度は、人によって差異があります。原子力事故に伴う避難生活による精神的苦痛についても、各人の置かれている状況等によって、精神的苦痛の程度は異なるものであり、特に、避難の場合の特殊性として、避難生活そのものの苦痛の捉え方に加えて、避難前の生活状況や避難後の状況そのものが多種多様であるため、精神的苦痛の程度の個別性は大きいものです。

精神的苦痛にかかる自主的な紛争解決の指針を定めるに当たっては、多数の被害者に対する迅速・適正な解決を志向することから、被害者毎の多様な個別事情を斟酌した上で個々の精神的苦痛の大小に係る詳細の認定を行って賠償することは事実上困難であり、他方で、自主的な紛争解決を促進し、早期の救済を実現する必要が高いことから、自ずから多数の被害者が満足し得る賠償水準として設定されざるを得ず、精神的苦痛の程度が相当程度に大きいことを前提として慰謝料額が定められる傾向があるものと史料します。

このため、早期に移住して生活を再建した住民の方や、避難後も職業等を維持できており生活の平穏も早期に回復した方など、個々の事情によっては、中間指針等に基づく賠償額を下回る精神的損害の賠償額が相当と解される場合も十分にあり得ることになります。

実際にも、本件事故による避難等対象者は約16万5000人、自主的避難等対象者は約146万人に上るところ、一審被告東電に対して訴訟を提起して慰謝料請求をしている被害者数は、概ね1万人強にとどまっているというのが実情であり、殆どの被害者との間で、中間指針等に基づく裁判外での紛争解決が図られ

ています。中間指針等の慰謝料の水準は「自主的な紛争解決」のための指針としての機能を実際にも果たしているものと考えられます。

本件は、一審原告らに法律上認められるべき慰謝料額が訴訟上問題とされている事案です。したがって、一審原告らの個々人の事情に即して、各一審原告に認められるべき慰謝料額についての判断がなされるべきです。この点は、原判決もそのようなスタンスで判断したものと理解しております。

一方、原判決は一部の一審原告らにつき請求の一部を認容しましたが、一審被告東電としては、一審原告らの個別の事情を斟酌してもなお一審被告東電が中間指針等を踏まえて公表し実際に賠償している精神的損害の賠償額は一審原告らの本件事故による精神的苦痛を十分に慰謝するに足りるものであり、一審被告東電による賠償水準を超える慰謝料請求については理由がないと主張しているものです。

3 一審被告東電の賠償状況

一審被告東電は、中間指針等の賠償指針を踏まえて、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施しており、賠償実績は、平成31年2月22日時点で、避難等対象者である個人に対する賠償件数約109万件（世帯単位の延べ件数）、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数約130万8000件（世帯単位の延べ件数）、法人・個人事業主等への賠償件数約49万2000件、合計で約8兆7224億円に上っています（乙C121）。

また、和解仲介手続（ADR手続）において原子力損害賠償に係る紛争の解決が図られており、平成23年から平成29年までの個人（避難等対象者以外の個人を含む。）による申立件数は累計で1万8007件に上ります（乙C110）。

こうした実情からも、中間指針等を踏まえた一審被告東電による賠償額が必要かつ十分な水準にあるものとして、広く受け入れられていることが分かります。

第3 自主的避難等対象区域に居住していた一審原告らに対する精神的損害の賠償について

1 自主的避難等対象者に対する一審被告東電の賠償内容

一審被告東電は、自主的避難等対象者に対して、中間指針等を踏まえ、次のような賠償をしています。

① 大人について

精神的損害等の賠償として8万円（中間指針追補）、実費として4万円

② 子供・妊婦について

精神的損害等の賠償として40万円（中間指針追補）、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を併せて賠償、実費として4万円、平成24年1月から同年8月31日までの期間について精神的損害等の賠償として8万円

2 自主的避難等対象者が置かれた状況

自主的避難等対象区域は、政府による避難指示に基づいて避難を余儀なくされた区域ではなく、本件事故後の空間放射線量に照らして客観的に健康に対する危険が生じていたとは評価できません。しかしながら、避難指示等対象区域の周辺区域では、本件事故発生当初の時期において状況が必ずしも明確でなく自己の置かれている状況についての情報を正確に把握することが困難な時期があり、本件事故の今後の進展について恐怖や不安を覚えることもやむを得ない状況が認められることから、一審被告東電も一定の範囲で賠償を実施しています。

しかしながら、他方で、乙G号証として提出した証拠からもわかるとおり、本件事故の直後である平成23年3月16日頃から、地元紙のみならず、全国紙においても、避難指示等対象区域外における空間放射線量の推移が公表され、本件事故発生後1か月の間に空間放射線量が大きく低減していることが客観的に繰り返し報

道されています。また、当該空間放射線量によって直ちに健康影響が生ずるものではないなどの科学的知見や冷静な対応をとることが必要である旨の専門家の意見が、繰り返し、継続的に報道されており、避難指示等対象区域外の住民の避難が必要であるとの新聞論調は見られず、むしろ冷静に対応し、通常通りの生活を営んでほしいとの専門家の見解が繰り返し報じられている実情にあります。

このため、自主的避難等対象区域の住民のほとんどが避難をしておらず、このことは、一般人・平均人の視点からしても、そのような報道による情報提供が冷静に受け止められ、行動の基礎として受け入れられていたことを示すものです。

実際に、自主的避難等対象区域の各地域では、平成23年3月から4月にかけて企業活動は再開され、4月上旬ころまでには小中学校や幼稚園等も再開しています。

このように、本件事故発生から4月下旬にかけての時間の経過の中で、空間放射線量の低下や学校や企業の再開などが進むことにより、生活も落ち着きを取り戻してきており、平成23年4月22日頃までには、各居住者において、自己の置かれている状況について客観的に判断することができる状況に至っていると評価することができます。

したがって、このような客観的な事情にかんがみれば、本件事故時に自主的避難等対象区域内に居住していた平均的・一般的な住民の人を基準として、本件事故により「相当程度の不安や恐怖」を感じざるを得ず、これによって法律上保護された利益が侵害され、法的な慰謝料請求権を基礎付ける程度に至っていたと評価されるのは、本件事故発生当初の時期である概ね平成23年4月22日頃までであると考えられます。

3 自主的避難等対象区域の住民の精神的損害の賠償額が精神的苦痛を慰謝するに足りるものであること

中間指針において、屋内退避区域の居住者に対しては当該指示の期間が約40日間で10万円の慰謝料額が定められているところ、強制的な避難を余儀なくされて

いない自主的避難等対象者については、政府指示によって屋内退避を余儀なくされた住民の精神的苦痛を上回る精神的苦痛が生じていると解することはできません。

また、審査会で検討された裁判例（乙C54）では、一括して賠償額を算定している事案では賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額賠償額を積み上げて算定している事案では月額3000円から月額1万8000円とされていますので、中間指針追補の定める大人について8万円という賠償額は、このような裁判例を踏まえても被害者の視点も十分考慮したものとなっています。そして、客観的な健康リスクとしては喫煙や肥満、野菜不足よりも小さいとされている年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線量の地域における精神的損害の評価の問題として、本件事故の特殊性も考慮し、相当程度不安が大きい住民の方という心情を想定して定められた賠償額であり、同区域内に滞在することに客観的な危険はないことが繰り返し報じられていることに照らしても、十分なものといえます。

次に、一審被告東電は、子供・妊婦については、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることも踏まえて、平成24年8月末までを対象として精神的損害の賠償を行っています。前述のとおり、放射線量に関する情報は本件事故直後より繰り返し提供されており、小中学校も4月上旬に再開していることなどの自主的避難等対象区域における客観的状況や、平成23年9月30日に指定が解除された旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償終期が平成24年8月末までを目安とするとされていることなども踏まえれば、子供・妊婦に対しては平成24年8月末までを対象として精神的損害の賠償を行うとの賠償の考え方は、被害者に有利に賠償対象期間を定めて賠償しているものであり、その精神的苦痛を慰謝するに足りるものと考えます。

自主的避難等対象区域の住民に対する賠償金額が被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りることは、本件事故当時、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた者が本件事故後一時避難し、その後帰還した事案において、一審被告東電に対して精神的損害の賠償を請求した事案において、一審被告東電の精神的損害

既払い額（４万円）を超える慰謝料請求が棄却されて、確定していることから裏付けられます。この仙台高裁判決は、高裁レベルでのリーディングケースになります（福島地裁いわき支部平成２６年９月１０日判決（乙Ｈ３）、仙台高裁平成２７年１月２１日判決（乙Ｈ４、確定））。

４ 同伴者である大人の同伴費用も子供・妊婦自身の損害において考慮して賠償していること

一般に子供や妊婦がいる世帯には、それ以外の保護者や配偶者等の大人がおり、子供・妊婦の避難に同伴することが必要になる事態が想定されます。原子力損害としての精神的損害については個人ごとに判断されるべきであり、子供や妊婦の健康への影響を案じて子供や妊婦が避難するに当たって、大人が子供・妊婦の避難に同伴したとしても、当該同伴者である大人が自己の被ばくに対する不安から避難するものでないことを踏まえると、同伴行為そのものに起因して当該同伴者に固有の慰謝料が発生することはないと考えるのが相当です。また、同伴する大人の同伴者としての支出（財産的損害）については、それを当該大人の損害として賠償するのではなく、一審被告東電の賠償においては、子供や妊婦の自主的避難に伴う損害として、子供や妊婦の損害の中で考慮して賠償しています。

中間指針追補も子供や妊婦の損害額の指針を定めるに当たって、「身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした」（乙Ｃ１の２・８頁、下線は引用者による。）としており、このような賠償のあり方は、子供・妊婦がいる世帯の避難実情に照らしても、合理性があり、許されるものと解されます。

この点、本件事故に関する千葉地裁平成３１年３月１４日判決（判例集未搭載）においても、同一世帯は家計を共通にすることから、充実に際し、子供に対する賠償によって世帯の構成員全員の損害が填補される旨の説示がされており、一審被告

東電のこのような賠償方法の合理性が肯定されております。

このように、一審被告東電は、同伴者の同伴に要した費用も相当な範囲で子供・妊婦自身の損害に含めて賠償しているものです。

5 自主的避難に伴う財産的損害の賠償がなされることによって、それに伴う精神的苦痛は慰謝されると解されること

一審被告東電は、自主的避難等対象者の大人に対して、精神的損害等の包括的な賠償のほか、実費として4万円の追加的費用の賠償を行っています。また、子供・妊婦に対しても、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を賠償するとともに、実費として4万円の追加的費用の賠償を行っています。

このように、一審被告東電は、精神的損害の賠償に加えて、生活費増加分等の財産的損害の賠償を別途行っており、これによって特に避難を選択した場合の財産的損害が填補され、このような財産的損害の発生に伴う精神的苦痛が慰謝されます。このため、本件事故による放射線の影響から離れるために自主的に避難を選択した場合の精神的損害については、本件事故による放射線の危険の状況を基軸に考えて、滞在者も自主的避難者も同様に考えることとし、他方、自主的避難によりかかる状況から離れた後においては、自主的避難に伴う財産的な損害に対して適切に賠償することによってその精神的苦痛も慰謝されると考えることが相当であると考えられるものです。

このような財産的損害の填補に関しては、裁判外でADR手続を申し立てている一審原告らについては、個別事情に基づき、一審被告東電が公表している賠償額を超える、決して低額ではない賠償がなされていることもあります。

したがって、自主的避難等対象者である一審原告らの精神的損害を考える上では、避難を強制されずに避難を選択したものであること（当該区域からはほとんどの住民が避難していない実情にあります。）などの事情や、上記のとおり個々に財産的損害の填補がなされていることも考慮の上で、それによってもなお慰謝され尽くさ

れない精神的苦痛の損害額として評価されるべきであると考えます。

そして、このような財産的損害が填補されることによっても慰謝され尽くされない、本件事故による精神的苦痛に対する慰謝料額は、本件事故後の自主的避難等対象区域内の放射線の状況やそれによる健康への影響がないこと、そのことが広く情報提供されていること等にもかんがみれば、一審被告東電が公表している精神的損害の賠償額を超えるものではありません。

以上より、自主的避難等対象者に対する一審被告東電の精神的損害の賠償は、自主的避難等対象者の精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、本件事故当時自主的避難等対象区域に居住していた一審原告らの一審被告東電に対する東電公表賠償額を超える請求には理由がありません。

第4 旧緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らに対する精神的損害の賠償について

旧緊急時避難準備区域とは、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域ですが（避難の指示ではありません。）、同区域への立入りについて制限はなく、居住も許される状況にありました。そして、かかる指定は本件事故から約6か月半後の平成23年9月30日をもって全て解除されました。

実際にも、旧緊急時避難準備区域においては、本件事故後の空間線量率に照らして、本件事故由来の放射線による健康リスクは、客観的に健康に対する危険が生じていたとは評価できず、本件事故後に福島県が実施している県民健康調査のうちホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果では、南相馬市民全員について預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ています。

かかる旧緊急時避難準備区域の避難等対象者の精神的損害の賠償終期について、中間指針第二次追補は、同指定が平成23年9月30日をもって解除されていることやインフラ復旧が平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること等を

踏まえ、平成24年8月末までをもって終期の目安とすると定めています。

そして、一審被告東電は、かかる中間指針第二次追補を踏まえ、本件事故時に旧緊急時避難準備区域内に居住していた住民に対し、基本的に、平成23年3月11日から平成24年8月末までの18か月間について合計180万円の慰謝料の賠償をしています。

旧緊急時避難準備区域に指定された区域の住民と強制的な避難を余儀なくされた住民を比較すると、本件事故後の政府指示の内容に大きな相違があり、それゆえ、政府指示に起因する生活の阻害の内容や程度の違いも大きいものです。強制的な避難指示区域においては居住は禁止され、立入りも制限されるなどの大きな制約が課されましたが、旧緊急時避難準備区域では、そのような強制的な制約は課されず、居住も生活も許容されており、平成23年5月6日には南相馬市原町区ではイオンショッピングセンターが営業再開するなど、居住し生活し得る地域であることは広く知られている実情にありました。

また、当該指示も本件事故発生後約6か月半後の平成23年9月末をもって解除されました。強制的かつ長期にわたって避難指示の対象となった区域の住民に比しても本件事故後に置かれていた生活上の利益に対する侵襲の程度は相対的に大きくないと評価できます。

そのような中でも、一審被告東電は、中間指針等も踏まえて、18か月にわたって平成24年8月末までの期間を対象に慰謝料額を算定して賠償しており（1人当たり180万円）、かかる賠償額は、本件事故と相当因果関係のある当該区域の住民である一審原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りるものであると考えます。このことは、一審被告東電が控訴審準備書面（7）等において指摘したじん肺、ダム周辺における地滑り、擁壁崩落事案等の各事案における裁判例や損失補償事例における認容額に照らしても基礎付けられるものと考えます。

また、一審被告東電は、避難等に係る精神的損害のほか、本件事故と相当因果関係のある避難費用、一時立入り費用、就労不能損害、営業損害などの財産的損害に

についても別途中間指針等を踏まえて賠償しており、かかる賠償によっても精神的苦痛は慰謝されます。この点からも一審被告東電による精神的損害の賠償額は一審原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りるものと評価できます。

また、この点は、本件事故当時、福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた者が、一審被告東電に対して精神的損害の賠償を請求した事案において、一審被告東電による精神的損害の賠償額（184万円（支払済み））を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求が棄却された事案でも明らかにされています（東京地裁平成27年6月29日判決（乙H1）、東京高裁平成28年3月9日判決（乙H2、確定））。また、平成29年10月10日に言い渡された福島地裁判決においても、旧緊急時避難準備区域内の空間線量や生活サービスの復旧状況などにつき説示した上で、旧緊急時避難準備区域の住民である一審原告らについては、中間指針等による賠償額、すなわち1人当たり180万円を超える損害があるとは認められないと判断されています。

以上より、旧緊急時避難準備区域の住民に対する一審被告東電の精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額は、同区域の住民の精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、一審原告らの個別事情を踏まえて検討しても、これを超えるものではないと考えます。

したがって、本件事故当時旧緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らの一審被告東電に対する東電公表賠償額を超える請求には理由がありません。

第5 避難指示区域の一審原告らに対する精神的損害の賠償について

一審被告東電は、本件事故時に帰還困難区域に共住していた住民に対して、中間指針等を踏まえ、避難等に係る慰謝料として、平成23年3月11日から平成29年5月までの75か月間についての750万円に、避難が長期化する場合の慰謝料1000万円から重複する将来分を控除した700万円を加えての、1人当たり合計1450万円を賠償しています。このような賠償額は、避難期間中における生活

上の不便等の精神的苦痛だけではなく、住み慣れた生活環境や地元でのコミュニティの喪失に係る精神的苦痛や、これらの地域での生活を断念することを余儀なくされたことに伴い本件事故以前の生活環境を丸ごと喪失したことに係る精神的苦痛について、過去の裁判例や死亡慰謝料の水準なども考慮した上で算定されたものであって、帰還困難区域の住民の方々の精神的苦痛を慰謝するに足りるものです。

また、一審被告東電は、本件事故時の住所地が旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域（ただし、大熊町・双葉町を除く。）に指定された住民に対して、中間指針等及び政府復興指針等を踏まえて、実際に避難指示が解除された時期を問わず、避難等に係る慰謝料として、平成23年3月11日から平成30年3月末までの85か月間について850万円を賠償しています。この賠償額も避難生活に伴う生活上の不便や苦労等による精神的苦痛、本件事故以前に居住していた地域における住み慣れた生活環境やのコミュニティの喪失に係る精神的苦痛が考慮されたものであり、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域の方々の精神的苦痛を慰謝するに足りるものです。

原判決は避難指示区域に居住していた一審原告らについて、個別の事実関係を踏まえた上で、中間指針等による賠償額を超える請求を棄却しており、この点については控訴審においても維持されるべきです。

第6 おわりに

本件訴訟における一審原告らの事情とそれに対する精神的損害の賠償額の評価については、各尋問準備書面において述べたとおりです。

そのような一審原告らの個別事情を踏まえて検討しても、一審原告らについて、一審被告東電が公表し賠償している精神的損害の賠償額はいずれもその精神的苦痛を十分に慰謝するに足りるものであり、これを超える本訴請求には理由がないと考えます。

以 上